

# 紹介状なしの受診時の患者負担 (選定療養費) について

平成30年4月の診療報酬改定に伴い、当院のような400床以上の地域医療支援病院は、紹介状なしで受診された初診の患者さんから、初診料の他に、定額（自費）を徴収することが義務化されました。

また、病状が安定し、医師により、他の医療機関に紹介したにもかかわらず、引き続き同じ病気で受診された場合にも、定額を徴収することが義務化されました。

当院では**平成30年10月から**選定療養費を下記のとおりご負担いただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

	料金		料金
初診時	医科 5,400円	再診時	医科 2,700円
	歯科 3,240円		歯科 1,620円

※関連のある傷病の場合を除き、歯科と医科(歯科以外の診療科)はそれぞれ別に徴収いたします。

ただし、以下の方は選定療養費のご負担はありません。

- 公費負担医療制度の受給者の方  
(ひとり親家庭医療・乳幼児医療・こども医療の助成制度は除く)
- 当院の他の診療科を受診中の方
- 健康診断等の結果により精密検査受診の指示を受けられた方
- 緊急重篤な症例で救急車で搬送された方
- 出産関連で休日夜間に受診された方
- 即日入院された方
- 健康保険を使わない方

## 「選定療養費」についてのご質問と回答

Q1 初診時の選定療養費とは何ですか。

A1 平成30年度の診療報酬改定により、400床以上の地域医療支援病院（当院含む）に義務付けられた制度で、初診時に他の医療機関の紹介状を持参されずに受診された場合、医療費のほかにご負担いただく「特別な料金」です。

Q2 なぜ、5,400円（歯科は3,240円）なのですか。

A2 平成30年度の診療報酬改定により、初診時選定療養費については5,000円（歯科は3,000円）以上を徴収することが義務付けられたため、5,400円（歯科は3,240円）をご負担いただくことになりました。

Q3 紹介状がないと、初診の診察をしてもらえないのですか。

A3 紹介状がなくても診察は受けられますが、その場合は初診時の選定療養費として、初診料とは別に5,400円、（歯科は3,240円）をご負担いただくこととなります。

Q4 初診の人は、必ず、選定療養費を支払わなければならないのですか。

A4 次のいずれかに該当する方は、ご負担はありません。

- ・ 他の医療機関の紹介状を持参された方
- ・ 緊急重篤な症例で救急車で搬送された方
- ・ 現在、当院の別の診療科を継続的に受診されている方（ただし、歯科とその他診療科は別医療機関扱いとなるため、歯科は除く）
- ・ 特定の疾病や障害等により各種公費負担制度の受給対象となっている方など（ひとり親家庭医療、乳幼児医療、こども医療の助成制度は除く）

Q5 再診時の選定療養費とは何ですか。

A5 平成30年度の診療報酬改定により、当院のような400床以上の地域医療支援病院に義務付けられた制度で、病状が安定して、医師がかかりつけ医へ文書による紹介を行ったにもかかわらず、引き続き、患者さんの意思で当院を受診される場合、医療費のほかにご負担いただく「特別な料金」です。

Q6 なぜ、2,700円（歯科は1,620円）なのですか。

A6 再診時選定療養費は2,500円（歯科は1,500円）以上を徴収することが義務付けられたため、2,700円（歯科は1,620円）をご負担いただくことになりました。

Q7 福祉医療費助成制度の受給者証を持っていますが、選定療養費を支払わなければならないのですか。

A7 平成30年度の診療報酬改定により、地方単独の公費負担医療の受給者は、重度心身障害者医療費助成制度の受給者を除き、選定療養費を負担していただくことが義務付けられました。このため、乳幼児医療費助成制度、こども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度の受給者についてはご負担いただくこととなります。

Q8 なぜ、この時期に料金改定を行うのですか。

A8 平成30年度の診療報酬改定により選定療養費の徴収が義務化されましたが、当院のように条例の改定を必要とする公立病院は10月1日まで移行期間が設けられており、平成30年6月の山口県議会において承認されたため、10月1日から料金改定を行うことになりました。